

【質問・回答】

案件名 東西線乗務庁舎清掃業務

2024/8/14 質問

No. 2

No.	質問内容	回答
1	仕様書の東西線乗務庁舎 清掃標準作業要領の 3 日常清掃標準作業要領の 3 の休憩室と宿泊室、7 のロッカー室、8 の倉庫の歩掛は事務所、会議室と同じでいいのでしょうか。	日常標準作業要領の 3 休憩室と宿泊室、7 のロッカー室、8 の倉庫の歩掛は事務所、会議室と同じです。
2	仕様書の東西線乗務庁舎 清掃標準作業要領の 3 日常清掃標準作業要領の 4 の洗面所は 6 の便所及び洗面所の洗面所と同じ歩掛になるのでしょうか、それとも浴室・脱衣室の歩掛になるのでしょうか。	日常清掃標準作業要領 4 の洗面所は、2 階浴室・脱衣室フロアの洗面所を指し、6 の便所及び洗面所の洗面所とは別の歩掛になります。
3	仕様書の東西線乗務庁舎 清掃標準作業要領の 3 日常清掃標準作業要領の(5)の臨時作業①の「ただし 10 月のみ臨時①4 回」とありますが、その場合は年間 124 回になるのか 114 回になるのでしょうか。	「ただし 10 月のみ臨時①4 回」とは、R6 年の 10 月のみ月 4 回で、R7 年・R8 年は月 10 回という意味となりますので R6 年度は 54 回、R7、8 年度は 120 回となります。 R6 年 10 月は、業務開始の 19 日から月末まで 13 日間のため、通常 31 日間で 10 回のところを 13 日間で換算した結果、4 回としております。